

愛する地球のために約束する草津市条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後 条 例 （新）	旧 条 例
（前文） <u>私たちが、日々の暮らしの中で、二酸化炭素などの温室効果ガスを増やしてきたことで、地球温暖化が進み、地球にさまざまな影響がでています。</u> <u>夏は非常に暑い日が、冬は暖かい日が以前より多くなっています。このまま地球温暖化が進み、異常気象のおきる回数が増え続けると、私たちの暮らしや社会、地球上の生き物は、さらに大きな被害を受けることになります。</u> 今こそ、私たち人間は、地球上の生あるすべての中の一員として、限りなく持続可能な共生を続けていくために、何を行わなければならないのか真剣に考え、行動することが求められています。 身近なことから、できることから、地球のために良いことを始める「私たち一人ひとりが自ら進んで、あるいは多くの人たちが手と手を取り合って」そして自然の摂理を大切に、地球を愛し続ける決意を込めて、<u>地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する</u>ための条例を制定します。 （目的） 第1条 この条例は、草津市の環境に対する基本的な考え方を決めている草津市環境基本条例（平成9年草津市条例第10号）により、市役所、市民および事業者ならびに学校、町内会、グループなど（これからは「団体等」と呼びます。）ならびに草津市を訪れた人の役割を明らかにし、地球のために約束する協定（これからは「協定」と呼びます。）によって、それぞれが<u>地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するための</u>取り組みを行い、またそれに協力することにより、<u>私たちがこれからも健康で豊かな生活が送れることを目的とします。</u>	（前文） <u>春、子どもたちが入学式を迎える頃、市内には桜の花はどこにも咲いていません。</u> <u>夏、せみの鳴き声が、変わりました。</u> <u>秋、琵琶湖のまわりでは、お米の収穫量が減りました。</u> <u>冬、琵琶湖に渡り鳥が、やってこなくなりました。</u> <u>私たちがこのまま今までのような生活を続けていくかぎり、このような光景を目にすることになるでしょう。</u> 今こそ、私たち人間は、地球上の生あるすべての中の一員として、限りなく持続可能な共生を続けていくために、何を行わなければならないのか真剣に考え、行動することが求められています。 身近なことから、できることから、地球のために良いことを始める「私たち一人ひとりが自ら進んで、あるいは多くの人たちが手と手を取り合って」そして自然の摂理を大切に、地球を愛し続ける決意を込めて、<u>地球温暖化防止の</u>ための条例を制定します。 （目的） 第1条 この条例は、草津市の環境に対する基本的な考え方を決めている草津市環境基本条例（平成9年草津市条例第10号）により、市役所、市民および事業者ならびに学校、町内会、グループなど（これからは「団体等」と呼びます。）ならびに草津市を訪れた人の役割を明らかにし、地球のために約束する協定（これからは「協定」と呼びます。）によって、それぞれが<u>地球温暖化を防ぐ</u>取り組みを行い、またそれに協力することにより、<u>私たちがこれからも健康で豊かな生活が送れることを目的とします。</u>

愛する地球のために約束する草津市条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後 条 例 （新）	旧 条 例
（言葉の意味） 第2条 この条例の中で使用する言葉の意味は、次のとおりです。 （1）～（2） （略） <u>（3） 気候の変動への適応 地球温暖化に伴う気候の変化によって起こる被害を少なくすることをいいます。</u> （役割） 第3条 市民、事業者および団体等は、<u>地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する</u>ために、自ら進んでできることを見つけて、取り組みを行い協定を結びましょう。 2 （略） 3 市役所は、協定を結び、また協力してもらうように<u>働きかけ、地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する取り組みを行わなければならない。</u> （協定の仕組み） 第4条 市長は、<u>地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する</u>ため、市民、事業者および団体等と協定を結びます。 2 協定の内容は、次のとおりです。 （1）～（2） （略） <u>（3） 気候の変動に適応するために取り組むこと。</u> <u>（4） 地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する</u>ための方法を多くの人に知らせること。 3～4 （略）	（言葉の意味） 第2条 この条例の中で使用する言葉の意味は、次のとおりです。 （1）～（2） （略） （役割） 第3条 市民、事業者および団体等は、<u>地球温暖化を防ぐ</u>ために、自ら進んでできることを見つけて、取り組みを行い協定を結びましょう。 2 （略） 3 市役所は、協定を結び、また協力してもらうように<u>働きかけるとともに、地球温暖化を防ぐようにしなければなりません。</u> （協定の仕組み） 第4条 市長は、<u>地球温暖化を防ぐ</u>ため、市民、事業者および団体等と協定を結びます。 2 協定の内容は、次のとおりです。 （1）～（2） （略） <u>（3） 地球温暖化を防ぐ</u>ための方法を多くの人に知らせること。 3～4 （略）

愛する地球のために約束する草津市条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後 条 例 （新）	旧 条 例
（情報の提供など） 第5条 市長は、多くの人が協定^{きょうてい}を結び、また協力^{きょうりょく}してもらえるように、次のことを行います。 (1) 地球温暖化^{おんだんか}についての仕組み^{げんいん}や原因^{げんいん}、そして<u>地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する</u>^{おんだんか ふせ}ための方法^{ほうほう}などの情報^{じょうほう}の提供^{ていきょう}およびさまざまな場を通じて環境学習^{かんきょう さんしん}を推進すること。 (2) （略） 第6条～第7条 （略） <u>付 則</u> この条例^{じょうれい}は、令和2年7月1日から施行^{しこう}します。	（情報の提供など） 第5条 市長は、多くの人が協定^{きょうてい}を結び、また協力^{きょうりょく}してもらえるように、次のことを行います。 (1) 地球温暖化^{おんだんか}についての仕組み^{げんいん}や原因^{げんいん}、そして<u>地球温暖化を防ぐため</u>^{おんだんか ふせ}の方法^{ほうほう}などの情報^{じょうほう}の提供^{ていきょう}およびさまざまな場を通じて環境学習^{かんきょう さんしん}を推進すること。 (2) （略） 第6条～第7条 （略）